

入札監理小委員会
第625回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第625回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和3年5月19日（水）17：03～18：52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 事業評価（案）の審議
 - 中小企業実態基本調査（中小企業庁）
 - 海外事業活動基本調査（経済産業省）
 - アジア地域原子力協力に関する調査業務（内閣府）
3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員、三輪専門委員

（中小企業庁）

事業環境部調査室 小林室長補佐
事業環境部調査室 小倉室長補佐

（経済産業省）

調査統計グループ企業統計室 沓澤室長
調査統計グループ企業統計室 飯島参事官補佐
調査統計グループ企業統計室 野村参事官補佐

（内閣府）

科学技術・イノベーション推進事務局 原子力政策担当室 菊地参事官補佐
科学技術・イノベーション推進事務局 原子力政策担当室 後藤事務官
科学技術・イノベーション推進事務局 原子力政策担当室 岩坂政策企画調査官

（事務局）

小原参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第625回入札監理小委員会を開催します。

最初に、中小企業実態基本調査の実施状況及び事業の評価案について審議を行います。最初に、実施状況について、中小企業庁事業環境部調査室 小林室長補佐より、御説明をお願いしたいと思います。なお、10分程度でお願いいたします。

○小林室長補佐 中小企業庁の小林でございます。

それでは、中小企業実態基本調査につきまして説明したいと思います。まず、資料A-2を御覧いただけますでしょうか。

まず、主な委託内容ですが、記載の14項目となっております。

調査の概要が書かれておりますが、本調査は、平成16年から統計法に基づく一般統計調査として毎年実施しております。調査の範囲につきましては、ほぼ全ての産業となっております。本調査は、無作為抽出による標本調査という形になっておりまして、その結果につきましては、中小企業白書などで利用されている状況となっております。

続きまして、資料1を御覧いただけますでしょうか。中小企業実態基本調査の実施状況報告（案）につきまして、御説明します。

まず、事業概要ですが、(1)事業内容は、中小企業実態基本調査における調査の標本設計、調査名簿作成、調査の実施、審査・集計及び報告書作成業務となっております。

(2)契約期間につきましては、平成31年4月から令和4年3月末までの3年間となっております、(3)受託事業者は、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社となっております。

(4)実施状況評価期間は、昨年度までの2年間となっております。

(5)受託事業者決定の経緯ですが、実施要項に基づきまして、平成31年1月23日に実施した入札説明会において、2者の参加があり、提案書を提出した者は1者で、技術審査を行ったところ、評価基準を満たしていることを確認し、3月1日の開札におきまして、予定価格内ということで、先の受託事業者が落札者となっております。

続きまして、2.確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価ですが、全部で3項目ございます。まず、1つ目、回収率及び疑義照会件数、①実施状況の令和元年度に実施している調査につきましては、5月下旬に調査名簿を作成し、6月17日以降、調査客体に対しまして調査協力依頼を発送し、調査名簿の精度向上を図り、調査対象用品発送用名簿を確定いたしました。その後、7月10日以降、順次、調査対象用品を発送し、回収率の向上を図るため、調査対象用品が未到着になった場合や、調査客体から事務局への問合

せの結果、当該企業が調査対象外・休業・廃業・倒産等が分かった場合につきましては、名簿から当該企業を除き、標本を入れ替えた後、入れ替えた企業に対して調査対象用品を発送しております。

調査票の締切日は8月31日として、調査締切日前に提出期限のお知らせを発送するとともに、締切日以降も2回の督促電話を実施しております。また、回収率の低い情報通信業等の個人企業に対しましては、調査票の再発送、督促状の発送等により、回収率の向上を図っております。

また、回収された調査票については、マニュアルを作成し審査を実施し、誤記入等の不備があるものにつきましては、電話による疑義照会を実施し、調査結果の精度向上を図っております。

令和2年度の調査につきましても、基本的には令和元年調査と同じになりますが、調査の締切日につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も受けまして、10月15日としております。また、オンライン回答率の低い個人企業に対して調査票の再発送、オンライン回答率が比較的高い従業員規模の大きな層に対しては、オンライン調査用のIDが印字された督促状の発送により、回収率の向上を図っております。

②評価ですが、目標回収率は約55%、有効回答率50%としておりましたが、結果は表のとおりとなっております。両年度とも目標回収率には届きませんでした。令和2年度では前年度の回収実績を分析し、調査客体の従業員規模や主業の産業大分類に応じて、督促電話、督促はがき、調査票再送の督促手法を選別し実施したことで、前年度を上回る回収率となっており、一定の成果が見られることから適切に実施されたものと考えられます。

次のページに行きまして、疑義照会件数は表のとおりとなっております。

次に、(2)調査客体への対応状況等ですが、①実施状況、2年間分の問合せ件数等は表のとおりとなっております。問合せにつきましては、まず、事務局を設置いたしまして対応しております。対応に当たりましては、事業者においてマニュアル及びFAQを作成し、オペレーターへの研修も行っております。また、専用システムにおいて対応しております。

疑義照会につきましても、問合せと同じく、マニュアルを作成し、研修を実施し、専用システムを構築しております。

4ページに移りまして、②評価ですが、問合せ及び疑義照会とも適切に実施されました。特に疑義照会におきましては、調査客体への電話時に確認が必要な項目数やおおよその通

話時間を伝えるなど、創意工夫を行っている点は評価できます。

次のページ、(3) 実施経費ですが、実施状況は表のとおりとなっております。

②評価につきましては、市場化テスト前後の結果を見ていただきますと、令和2年度では削減、また、調査客体1社当たりの支払額では両年度とも削減されております。

3. は今御説明したとおりとなります。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等ですが、まず、1つ目の回収率・照会件数につきましては、督促対応を図表のとおり改善しております。

この結果、昨年度41.4%だった回収率が44.5%と3.1ポイント向上しております。

また、オンラインによる回答を促した結果、オンライン回答率も7.1ポイント増加しております。

続きまして、(2) 調査客体への対応状況等ですが、回線を30チャンネル設定し、カスタマーコントロール機能を用い、時期や時間帯、オペレーターの人数に合わせたチャンネル数の調整をリアルタイムに実施し、話し中となる状況を防ぐことに努めることができました。

(3) 実施経費ですが、複数年契約によるメリットにより、特に人件費の削減を実施できました。

5. 競争性改善のための取組及び分析ですが、今回の市場化テストにおきまして、入札公告期間の延長、契約期間を1年から3年に変更、調査関係書類等の資料閲覧による競争性改善の取組を実施しました。資料閲覧につきましては、1社より要望があり、本事業に対する知見を深めることができました。

6. 全体的な評価ですが、回収率につきましては、目標を達成するには至りませんでした。特に令和2年度では督促方法を選別し実施したことで、前年度を上回る回収率となっております。

また、調査客体への対応状況等につきましては、民間事業者から積極的に改善提案が出されており、調査をより適切に、効率的に実施しようとする姿勢は評価できます。

実施経費につきましても、特に令和2年度は5.8%減と一定程度の経費削減効果が得られました。

また、書面開催により、先月行われた外部有識者による評価でも、一定の評価が得られているところでございます。

最後、7ページに移りますが、以上のとおり、本事業は、一部で良好な実施結果が得ら

れているとまでは言えず、市場化テスト終了基準に照らすと、以下のとおりとなっております。

- ①法令違反行為等はありませんでした。
- ②今後も引き続き外部有識者等のチェックを受ける予定です。
- ③競争入札を実施しましたが、1者応札になりました。
- ④適切に実施されていたものの、回収率等については目標の達成には至りませんでした。
- ⑤従来経費と比較として、特に市場化テスト2年目は一定程度の経費削減がありました。

7. 今後の事業ですが、ただいまの説明のとおり、③及び④において基準を満たすことができていないため、来期におきましても、市場化テストを継続したいと考えております。

次期事業の実施に当たりましては、適正な競争入札の環境を整備するとともに業務プロセスの標準化を実施し、確保されるべき質の目標の達成のため、督促方法の更なる選別化を図るとともに、調査客体への対応については、マニュアル等の充実を図っていく予定です。また、経費の削減につきましては、統計としての質の維持・向上を念頭に置きつつ、御説明した対応策を講じることにより、対応していきたいと考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 中小企業実態基本調査の事業評価につきまして、御説明させていただきます。
資料A-1を御覧ください。

事業の概要については、実施省庁からお話がありましたので割愛いたします。

評価につきまして、結論から申し上げますと、市場化テストを継続することが適切であると考えます。

以下、整理した点を申し上げます。

サービスの質につきましては、目標回収率55%、有効回答率50%とすることとしておりましたが、平成31年度、令和2年度共に目標回収率、目標有効回答率の達成に至らなかつたものの、提出期限のお知らせ通知を送付し、締切日以降も督促電話を行うなど、適切に実施されています。

また、調査客体の産業に対して適切と考えられる方法を選定し、督促対応を実施した結果、令和2年の調査は、令和元年調査に比べて、全体で約3%の回収率の向上を行えるなどの取組が行われています。

経費につきましては、実施経費と従来経費を比較して2%削減しています。

本事業は、市場化テスト前は1者応札が続いており、競争性に課題が認められていました。市場化テスト1期目の実施要項策定に際して、契約期間の複数年化、入札期間の延長、調査関係書類等の資料閲覧といった情報開示をするなど、競争性改善のための取組を行いましたものの、1者応札となり、課題が残りました。

評価のまとめです。民間事業者の改善提案について、回収率向上の取組など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できると思います。

経費削減についても、2%の削減が認められました。

他方、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきまして、適切に実施されたものの、目標回収率及び目標有効回答率の達成には至りませんでした。また、1者応札となり、競争性の確保について課題が認められます。

以上のことから、目標回収率及び目標有効回答率の達成並びに競争性の確保において課題が認められ、本事業において、良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。

そのため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えます。

以上になります。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

三輪委員、お願いします。

○三輪専門委員 東京大学の三輪でございます。

回収率のところは議論になっていましたので、その点についてお伺いしたいといひますか、意見を申し上げたいことがあります。

中小企業実態基本調査、実は過去、私は、ほかの論文とかで調べたことがあって、回収率を見てもみると、実は今回の目標としている回収率を達成できた年は、ほとんどないのではないかという気がします。有効回収率という計算結果が出てきたのが2012年のことで、たまたま私が調べた論文でそこまでのところを調べていたのですが、実は、ほぼ一番ベストだったような回が2012年で、そのときに56%と、有効回収率が大体50%ぐらいとかだったと思います。本当に今の時代のこの調査環境の中で、今の数字が適切な

のかどうかというところは、1回見直されてもよいのではないかと思います。つまり、この数字が、多分、民間企業もすごく努力されていると思います。そうでないと、3ポイント、4ポイントの回収率って、なかなか上がらないと思うからです。あるいはその前の年にちょっと抜けていて、徹底していなかったのか、どちらかだと思います。

それで、ただ、実は目標と10ポイント差があるのだけど、それを埋めるというのは、多分、民間企業にさらなる努力をとということで解決できるとは、私はそんな簡単なことではないと思います。もともと中小企業、事業所統計は、大企業に比べて回収率が低いというのは、大体、定番の結果ではあると思います。けれども、過去の一番よかったときの結果を参照して、それを理想として目標とするというのは分からないことはないのですけれども、入札しようとする民間企業にとって、コストを下げなければいけない中で、最大限努力して、かつ、届きそうもない目標を提示されているというのは、新規の参入を阻むものになり得るかなとも思いました。技術的にもという意味でもです。

もし、データのクオリティーが、今の回収率の水準、要するに、現行のものよりももう少し努力できるかもしれませんが、55%といった数字を出さないまでも、問題がないデータというのであれば、有識者等に諮りながら、適切な数値に改めた形で、応札を求めようが適切な気がしました。企業の努力に関しては全く否定するものではありませんけれども、結局、このままだと毎回同じところで、企業は頑張っているのだけど、目標には大幅に達しませんでしたということを繰り返すような気がしますので、もし、データのクオリティーに問題がないというほかの証拠があつてやれるのであれば、単純に過去が一番よかった時期の数字をそのまま続けるというのは、私は、業者にとっても、ちょっとかわいそうかなと思います。すいません、質問ではないのですが、コメントです。

以上です。

○小林室長補佐 先生、どうもありがとうございます。

3年ほど前ですが、ちょうど今回の実施要項を御審議いただいた際にも、先生に御参画いただいていたかと思いますが、その際、実は当初、回収率は60%で、有効回答率は55%にしていたのですが、先生方の御指摘を受けまして、5%下げたという実績はございます。しかし、今いただきました御指摘を踏まえまして、もう少し実現できるような目標にしていきたいと考えております。

以上です。

○三輪専門委員 そうですね、私は、かつて、そう発言したのですね。

○尾花主査 生島委員、お願いします。

○生島専門委員 資料A-3の部分について教えていただきたいのですが、説明会に2者参加されております。1者の応札だったということなのですが、もう1者というのは、過去に落札された会社ですか、それとも別の会社ですか。

○小林室長補佐 別の会社になります。

○生島専門委員 それは、前回、平成30年度に説明会に来られた方と同じでしょうか、違うのでしょうか。

○小林室長補佐 平成30年度と平成31年度につきましては、同じ会社が説明会に来ておりました。

○生島専門委員 なるほど。そうすると、このエム・アール・アイという落札された会社は、30年度の説明会に来て、応札しなかったのだけれど、複数年契約であれば応札する余地はあるよと言っておられるということですか。それとも、今回応札したというわけではなく、それはまた違う、そういうことではないということですか。

○小林室長補佐 平成31年度の受託会社は、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツです。もともと30年度までは三菱総合研究所が対応していたのですが、31年度からは、エム・アール・アイ リサーチアソシエイツが受託したという形になります。

○生島専門委員 そうということですか。同じ会社で名前が変わったということですね。

○小林室長補佐 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツは三菱総合研究所グループの会社です。

○生島専門委員 なるほど。では、継続しているので、特に複数応札になったからということで、新しい方が入ったわけではないのですね。

○小林室長補佐 残念ながら、そうです。

○生島専門委員 なるほど、分かりました。さきほどの会社は、結局、次の説明会にもいらっしゃらなかったのですか。

○小林室長補佐 説明会は、直近でいきますと、2回連続来ていただきました。

○生島専門委員 いらっしゃったけれども、ヒアリングをされたら、やっぱり、現業者が強そうだなということになったという感じですかね。

○小林室長補佐 そうです。

○生島専門委員 なるほど。その理由については、中小企業庁としては、どのように御覧になっているのですか。

○小林室長補佐 今回、1者応札となってしまい、市場化テストの終了基準には満たしていないので、その点は、競争入札という意味では、しっかり要件を検討していかないといけないと思っているところではあります。一方で、統計としての質の維持・向上というのがありますので、難しいところもあると思います。仮に無理難題を申しつけられた際にどのように判断していいのかというところは、統計の質も踏まえながら考えていかないといけないと思っております。

○生島専門委員 なるほど。受注できそうな会社に幾つかお声がけになったと思うのですが、統計調査ですと、シンクタンクができるのであれば、例えば同じ競合他社、大手のところがいっぱいあると思うのですが、そういう会社は、あまり興味を持たれなかったのでしょうか。恐らく、お話をされたと思うのですが、どういう反応だったのでしょうか。統計調査であれば、従前落札されていたシンクタンクじゃなくても、他のシンクタンクとかでもできるのではないのかという気が何となくするのですが、説明会にもいらっしゃらないし、いらっしゃった会社のうちのどちらかなのかは承知していませんが、どうなのでしょう。

○小林室長補佐 どちらかといいますと、シンクタンクというよりも、リサーチ会社、いわゆる統計調査を実際に実施しているようなところが候補先になると考えております。複数社にお話は聞いたのですが、どうしても先ほど先生に御指摘いただいているような、実績のある現行受託者を上回る評価を得る見込みが低いというような御意見はいただいております。

○生島専門委員 どの点で上回れないのか、どうしてそのような判断をされたのか、詳しくお聞きになりましたか。

○小林室長補佐 冒頭お伝えしましたとおり、本調査は無作為抽出による標本調査であります。経済産業省内でも、無作為抽出による標本調査は非常に少ない状況になっておりまして、特に標本設計をするに当たっては難しいというようなお話はいただいております。

○生島専門委員 なるほど。日本で何社ぐらい、そういうのをできる会社がいらっしゃるのでしょうか。1社ではないような気がしたのですが。

○小林室長補佐 個別具体的には分からないところもあるのですが、標本調査の場合、母集団に膨らますような復元推計ということもしておりまして、調査票を配って回収し、単純にその結果を集計するという調査とは少し違う調査にはなっております。

○生島専門委員 できる場所は何社ぐらいあるのでしょうかね。

○小林室長補佐 何とも言えないところもあるのですけれども、統計調査を受注される企業関連の協会もごさいますが、そちらの会員ですと、全てができるかという、何とも言えないところもごさいます。加えまして、本調査の場合、大体11.3万社ぐらいに調査票を配る、かなり大規模な調査にもなっておりますので、そういう意味でも少しハードルが高くなってしまっているということは事実としてあると思います。

○生島専門委員 でも、その協会ですか。何社いらっしゃるのでしょうか、そこの方で何割かはできるのでしょうか。何社いて、何割ぐらいなのでしょう。

○小林室長補佐 正会員が恐らく何十社ぐらいかいらっしゃると思いますが、全ての社ができるかといいますと、何とも言えないというところもあります。

○生島専門委員 何社かはできるのではないかとのことですよね。

○小林室長補佐 はい。御理解のとおりです。

○生島専門委員 なるほど。で、そちらに話したけれど、今のところ、あんまり反応がよくないということでしょうか。

○小林室長補佐 個別にはお話をしておりますので、今般の御指摘等を踏まえまして、実際に協会に御説明に行くという形は取りたいとは思っております。

○生島専門委員 なるほど。ぜひ詳しく、どの辺りがどうなったらできるのかというヒントをお聞きになられたら、また教えていただければと思います。ありがとうございます。

○小林室長補佐 ありがとうございます。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 すいません、2点だけ教えてください。

まず、資料1の6ページ、調査客体への対応状況等というところで、回線を30チャンネル設定しということで対応されていらっしゃるのですが、まず、昨今のコロナ禍において、密になる環境はなるべく避けるというところはあると思うのですが、その辺りの対応というのは、適宜図られているのでしょうか。

○小林室長補佐 事務局におきましては、コロナの対策は万全にやっておりましたので、そこは問題ございません。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。

あとは7ページの今後の事業の部分で、業務プロセスの標準化を実施して、督促方法のさらなる選別化を図るというところで、今回、督促方法について、実態を踏まえて、いろいろ工夫されていらっしゃるというところは非常に大きな成果だと思います。今後、その

辺りは、次回の事業の仕様書、実施要項に、どのぐらい要求事項として記載していかれる予定なのでしょうか。若干、民間事業者の創意工夫の部分でもあるので、なかなか、全てを次年度事業こうしてくださると記載するのは難しい部分はあると思うのですが、ただ、標準化という意味ではそれも重要だと思います。その辺りというのはいかがでしょうか。

○小林室長補佐 御指摘いただいているところのバランスは少し難しいかと思いますが、業者側の創意工夫の余地も残しつつ、仕様書として標準的に最低限ここは求めたいというところは、まだ具体的にどのように記載するかは検討中ではございますけれども、そういったところの前例も、仕様書には積極的に反映させるような形にしたいとは思っております。

○川澤専門委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。以上です。

○尾花主査 1点。4ページの電話問合せマニュアル、疑義照会マニュアル等は、次期事業者に承継が可能な形で作成を御依頼されているのでしょうか。

○小林室長補佐 契約書にマニュアル自体は、納品物としては明記しておりません。一方で、作業報告書に一部同様の記載がありますので、マニュアルそのものを次期事業者にそのままお渡しするということは、業者の創意工夫というところもありますので、なかなか難しいかとは思いますが、標準的に使用できる内容につきましては、こちらからも引き継げるような形にはしたいと思います。

○尾花主査 分かりました。ぜひ、受託費用をもって作成されたマニュアルなので、その成果について、実施府省が取得できるような形で、何か実施要項等、工夫していただけるのがいいのではないかという印象を持ちました。

○小林室長補佐 ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 先生方に御指摘いただいた点を踏まえまして、次期実施要項の策定に向けて、実施省庁に検討を促していきたいと思っております。

また、どの辺りが課題なのかという点につきましては、実施省庁に回答をいただきつつ、委員の先生方に御報告いたしたいと思っております。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(中小企業庁退室)

(経済産業省入室)

○尾花主査 続きますして、海外事業活動基本調査の実施状況について、経済産業省調査統計グループ企業統計室 沓澤室長より、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○沓澤室長 御紹介いただきました経済産業省企業統計室の沓澤と申します。よろしくお願いいたします。

民間競争入札実施事業ということで、当室で実施しております海外事業活動基本調査の実施状況に関しまして、御説明させていただきます。

本事業でございますけれども、公サ法に基づいて民間競争入札を行っておりまして、令和元年度から令和3年度までの3か年におきます債務負担という形で、複数年契約を行っている事業でございます。

以下、1ポツ以降、事業内容等を記入してございますけれども、こちらに関しまして、担当の野村補佐より詳細に御説明させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

○野村参事官補佐 経済産業省、野村でございます。

資料2の今申し上げました1ポツ以下、御説明させていただきます。

まず、本調査でございますが、海外事業活動基本調査は、我が国の企業の海外での事業内容の実態を明らかにしまして、産業・通商政策の運営に役立つ基礎資料を得るという目的で、昭和46年から、毎年、実施しておるものでございます。民間事業者への委託につきましては、平成19年の調査から実施しておる状況です。

1ポツ、事業内容でございますけれども、本調査におきまして、事務局等の構築・運営から始まりまして、調査票などの作成、印刷、送付などを行う調査準備から問合せ、苦情対応、企業への調査協力依頼、督促、調査票の回収、審査、疑義照会、集計、そして、報告書の作成まで、調査全体に係る業務を民間事業者へ委託しております。

契約期間につきましては、先ほど沓澤から申し上げたとおり、3か年となっております。年に一度行う私どもの調査でございますので、この調査としましても、令和元年の調査から令和3年の調査まで、3回の調査事業となっております。

受託事業者でございますが、株式会社帝国データバンクでございます。

今回の実施状況の評価期間につきましては、平成31年4月から令和3年3月までの2か年としております。

受託事業者決定の経緯でございますが、平成31年1月15日に実施しました入札説明会で2者の参加を得ております。

提案書を提出いたしましたのは1社で、技術審査を行いましたところ、評価基準を満たしていることを確認しましたので、同年2月26日に開札を行いまして、予定価格の範囲内であったことから、先ほど申し上げた受託事業者が落札者となっております。

Ⅱの確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価について申し上げます。全体を通しまして、実施要項に定めております確保されるべき質は、事業の実施状況から達成されているものと判断しております。

以下、幾つかポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず2ページ目、(3)問合せ及び苦情対応を御覧いただけますでしょうか。民間事業者は、問合せ、苦情対応を実施する前にマニュアルを作成しまして、従事者に研修を行い、知識、スキルを修得させております。

実施に当たりまして、過去の実績を踏まえて、電話がかかってくる傾向というのを想定して、受付体制を整えております。

また、実施期間中に一時、電話が集中してつながらないといった連絡があったこともございますが、こういった場合にも経済産業省からの要請に対応しまして、即座に回線を増やすといった対応を行っております。

なお、経済産業省が調査対象企業に行ったアンケートによりましても、民間事業者の電話対応に対する評価というものは総じて良好な結果だったということでございます。

問合せ、苦情対応件数を3ページの表に掲載しておりますが、こういった対応の結果としまして、全体のうち8割から返送を承諾する旨の回答が得られております。こういった状況から、適切に業務が実施されたものと評価しております。

続きまして、(4)調査協力依頼及び督促等についてでございますが、③電話による督促を御覧いただけますでしょうか。電話督促におきましても、回答拒否があった場合には、拒否理由をヒアリングしまして、改めて趣旨ですとか意義を丁寧に説明したほか、台風などの自然災害などで被災があった企業に対しましては、経済産業省と対応について調整した上で、電話を一時的に控えて、また、電話を再開するときにはお見舞いの言葉を添えるなど、きめ細かい対応を行っております。

結果としまして、この表にございますとおり、返送承諾または返送を検討すると答えた企業は全体の7割から8割となっております。電話督促の効果があったものと評価して

おります。

ページをおめくりいただきまして、⑤調査票の回収率を御覧いただけますでしょうか。電話督促などを行った結果としまして、回収率は、実施要項で確保されるべき質として設定しております70%以上に対しまして、令和元年調査では73.4%、令和2年調査では73.9%と、両年とも目標を上回る結果となっております。この数値で見ましても、業務が適切に実施されたと評価しております。

4ページ、(6)調査票の審査及び疑義照会等についても、御説明させていただきたいと思っております。詳細は割愛させていただきますが、次のページの疑義照会件数の表で結果を御覧いただければと思います。表で照会終了1としておりますのが疑義を解消できたものになります。これが全体の7割以上。同じく、照会終了2としておるものは、一部の項目の疑義は解消できているのですが、調査対象企業の事情で、それ以上の疑義が解消できなかったものでございます。これも合わせますと、全体の9割を超えている結果でございます。これらのことから、疑義照会の業務につきましても、調査結果の精度向上につながるような対応であったと評価しております。

少し割愛させていただきますと、全体の評価ということで、6ページの2ポツ、評価というところを御覧いただけますでしょうか。確保されるべき質に関しましての評価としまして、民間事業者は、あらかじめ経済産業省と工程毎の作業方針、スケジュールの調整を行った上、業務の実施期間中においては、進捗状況及び結果について遅れることなく報告を行い、各工程の業務を確実に実施しております。この結果、2回の調査とも目標に設定した回収率を上回ったことを評価しております。中でも令和2年調査でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で調査の実施時期の延期などの措置を講じておりますが、民間事業者はこれに対応しまして、各工程の実施スケジュールを経済産業省と調整しまして、遅れることなく適切に業務を実施して、令和元年と同等の回収率を確保したということとは特に評価できるものではないかと考えております。

続きまして、Ⅲの実施経費の状況及び評価でございます。表にまとめておりますとおり、実施経費につきまして、市場化テスト前の平成30年調査と、今回の令和元年から3年調査までを比較しております。1年当たりの比較で見いただきますと、1,189万4,000円の増加、増減率で25.6%の増加と大きく増えております。この理由としましては、今回、調査対象の新規対象企業が、調査対象の数が増加したためでございます。1調査対象当たりの実施経費として比較いたしますと、193円、4.2%の減少となっております。

このことから、経費削減がなされたものと考えております。

IVの民間事業者からの改善提案でございます。幾つかございましたが、2つ御紹介させていただきますと、(1)調査票の識別性を高める工夫としまして、調査関係用品の作成に当たりまして、調査票が2種類ございますが、この調査票の識別性を高めまして、調査対象企業が調査票を取り違えてしまうことを防止するために、色の使い方ですとかデザインを工夫しております。

このほか、(4)新規対象企業に対するトークスクリプトの作成としまして、先ほど申し上げたとおり、令和元年に新規対象企業が増加しておりますことから、例えば、回答拒否のときの新規対象企業向けのトークスクリプトを新たに作成しまして、本調査の意義を粘り強く説明することで、調査協力が得られるように努めております。こういった改善によりまして、業務の効率化ですとか、調査結果の質の向上につながる改善が図られたものと評価しております。

8ページ目を御覧いただきまして、Vの競争性改善のための取組でございます。今回、市場化テスト1期目ということで、市場化テスト前と市場化テスト時に分けて、競争性改善の取組を記載しております。

市場化テスト前の取組でございますが、ここに書いてあるとおり、入札公告の周知ですとか仕様書記載内容の明確化、参考資料等の閲覧、応札に参加しなかった者のヒアリング、応札準備期間の確保などの取組を行ってまいりました。

また、市場化テスト実施時の取組といたしましては2点ございまして、1つ目が、契約期間を単年度から複数年度契約に変更しております。

また、これに加えまして、経済産業省調査統計システムの運用開始でございます。具体的には、市場化テスト前までは、本調査では民間事業者が独自にシステムを開発して審査、集計を行うことを求めておりましたが、市場化テストに際しまして、新規事業者の参入障壁をできるだけ低くするという目的で、経済産業省内部で開発したシステム、STATS(スタッツ)と呼んでおりますが、これを運用開始しまして、民間事業者の使用を可能としております。

以上、調査業務を民間事業者に委託して以来、様々な取組をさせていただいておる状況でございます。

おめくりいただきまして、6ポツ、外部有識者からのコメントを紹介させていただきます。経済産業省内部での検討で、外部有識者からは、1調査対象当たりで見た経費削減で

すとか、回収率などサービスの質の確保について評価する意見をいただいている一方で、1者応札につきましては、競争性確保の点で検討が必要と課題を指摘されているところがございます。

7ポツ、全体的な評価につきましては、ここまでの御説明と繰り返しになる部分ですので割愛させていただきます、最後、8の今後の方針でございます。

①本事業の入札公告に当たりましては、複数年契約への変更、経済産業省内部で開発した統計調査システムの開放などを行った上で、落札者を決定して事業開始に至っております、競争性の確保は相当程度図られているものと考えております。

②実施期間中に受託事業者が業務改善指示などを受けた、あるいは業務に係る法令違反等をした事案はございませんでした。

③実施要項に示された業務に当たり確保されるべき質につきましては、事業の実施状況から達成されているものと判断しております。

④実施経費につきましては、1調査対象当たりでは4.2%の減少という削減ができていると見ております。

⑤本事業の入札説明会には2者の参加がございましたが、提案書提出は1者でございました。提案書の提出がなかった事業者にヒアリングを行いましたところ、ほかの事業との兼ね合いや過去に実績のある競合他社であればより有用な提案を行えると考えたことから社内で検討した結果、事業参入を断念した。企画提案書作成の期間をこれまでより長く確保できるのであれば、参入を検討する余地は大きくなるとの回答を得ております。なお、事業内容を示す入札実施要項において、競争性に偏りがあつたものではないという回答も得られております。

⑥でございますが、経済産業省内部で行った実績評価委員会におきまして、先ほど申し上げたとおり、費用の縮減ですとか調査品質について評価する意見があつた一方で、競争性確保についての課題を指摘する意見もございました。

以上、総括させていただきますと、本事業につきましては、平成19年度の調査業務の民間事業者への委託開始から、今般の市場化テストによる初めての契約まで、13回の事業を民間事業者により実施してきた中で、競争性確保及び質の向上の観点から、最大限の改善を図りつつ、質の担保を確保してきたところでございます。そういった状況もございまして、さらなる改善策を講ずる余地が乏しくなっていると考えております。

他方で、本事業につきましては、調査業務の民間事業者への委託開始以降、同一の事業

者が継続して事業を行ってきているということで、現在の事業者が有する豊富な知識ですとか業務経験によって、事業の質が適正に担保されていると言える反面、競争性の確保、1者入札といった点では課題が残っていることも認識しております。

以上のことから、私どもの本事業につきましては、市場化テストを継続することにした
いと結論させていただきました。

御説明については、以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、当事業の評価について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料B-1に従って御説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど経済産業省より説明がございましたので、省略いたします。

まず、結論から申し上げます。2ページ目を御覧ください。競争性の確保について課題があるため、継続であると整理をさせていただいております。この判断に至りました理由につきまして、以下、説明いたします。

まず、競争性の観点でございます。1ページ目の入札状況でございますとおり、1者応募となっておりますので、残念ながら、競争性の確保ができたとは整理しておりません。

続きまして、2ページ目以降の検討を御覧ください。実施要項の記載にある質の確保については、問題ないという形で整理させていただいております。幾つか客観的な数値がございます点について、御説明させていただきます。経済産業省からも御説明がありましたけれども、(3)問合せ及び苦情対応を御覧ください。3ページに詳細な数値を記載させていただいております。返送承諾、あと、返送の遅延によるというようなところも合わせまして、基本的には、返信いたしますという意思表示については8割を超えておりますので、非常に高い数値が出ていると判断しました。このため、適切に実施されていると評価させていただきます。

続きまして、(4)調査協力依頼及び督促でございます。こちらにつきましても、返送承諾、返送検討を合わせますと7割から8割の意思表示がなされており、こちらにも一定の効果があつたと整理させていただきました。

裏面に行きまして、4ページでございます。(5)調査票の回収、受付及び電子化等については、各年度、実施要項上の目標としていた回収率70%を超えております。各年、73.4%と73.9%となっておりますので、こちらについても問題がないという形で評

価しております。

その他の項目については、記載のとおり、各目標を達成しており、質については達成されたという形で整理させていただきました。

次に、民間事業者からの改善提案について御説明いたします。5ページ目の下のほうにございますけれども、1つ目が、調査票の識別性を高める工夫をしている。この調査につきましては、本社調査票と現地法人調査票の2種類がございまして、誤って異なる調査票のデータ記入または事業者でデータ入力をしないよう、調査票の色を変えるなどの工夫をしたり、(2)にございますように、調査項目が多いことから、スタッフが苦手意識を持たないよう、ロールプレイング、トークスクリプト、いわゆる台本とか話し方の台本、こちらの練習を繰り返したりしております。

また、オンライン調査が進むように、具体的な回答方法を例示するなどしており、質の確保につながったものと考えております。

次に、費用についてでございます。6ページ目の表を御覧いただければと思います。調査対象数が変わるため、単純に比較できないことから、1調査当たりの費用を算出して表を作成し、評価いたしました。この結果、1調査当たり193円、4.2%の削減を見られておりますので、こちらも達成されたという形で整理させていただきました。

次に、7ページ目でございます。(5)評価のまとめ及び(6)今後の方針でございます。基本的には、質、コストの削減も達成されておりますので、問題ないという形で整理しておりますけれども、1者応札が続いているという現状を鑑みますと、競争性の確保の観点から課題が認められるため、継続という形にしております。

この点の改善のために、経済産業省では、事業者にはアリングを行い、企画提案書の作成の期間をこれまでより長く確保できるのであればあるいはというような趣旨の御意見をいただいておりますので、これらの意見を踏まえ、競争性の確保の改善に努め、引き続き、市場化テストの継続をすることが妥当という形で整理いたしました。

以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。浅羽でございます。

私からは、経費の話について、より詳しく御教示いただきたいと思っております。御説明いた

いただきましたとおり、1者応札の中で、評価として、経費の削減が図られたということでございました。この点につきまして、御説明いただきました資料2の6ページ及び7ページにそうした点が記されておりますけれども、7ページを拝見いたしますと、複数年度契約の導入により事業者の創意工夫がなされた、いわゆる努力あるいはスキルの向上といったようなものが図られる、あるいはシステムの利用を民間に認めたといった点でコスト削減が図られたといった要因を掲げていらっしゃると思いますが、それ以外に要因としてはないのかというのが私からの疑問です。

と申しますのも、あくまで経費の削減が図られたというのは、1調査対象当たりの議論であって、調査対象数は3割強、31%増加しておりますので、いわゆる規模の経済、あるいは逆に規模の不経済、こういったものが1万件から1万3,000件強といった具合に大幅に増えた場合には、何らかの影響があってもおかしくないとは考えております。

そこで、具体的に質問内容なのですが、資料の6ページから7ページにかけての「業務の項目ごとの実施経費契約ベース」の各種項目で、プラス・マイナスいろいろと示されていらっしゃると思いますが、これらの中で、明確に切り分けることは困難かもしれませんが、本事業において、いわゆる規模の経済が働いてこうなった可能性があるもの、逆に規模の不経済が働いてこのようになってしまったもの、こういったようなもので思いつかれるものがありましたら御教示いただきたいと思います。

私からは以上です。

○沓澤室長 御質問ありがとうございます。外れた回答になってしまうかもしれませんが、今現在、私自身が感じていることを述べさせていただければと思っております。

まず、人件費に関しては、若干、単価が下がっているということでございますが、これは、やっぱり、複数年契約に関してのメリットが出ていると判断しております。

それ以外の事業費でございますけれども、やはり、システム構築ですとか運用に関して、これは規模というよりは、複数年契約の恩恵を受けて、再度開発するというよりは、1回開発したシステムを3年間使えるということで、経費の削減がなされているのではないかと考えております。

それ以外のところに関しましては、対象数が増えたことによって、比例的に発生する経費という観点の部分も実際に存在すると考えておまして、具体的に申しますと、間合せ及び苦情対応というのは、対象とする分母が増えれば当然増えていくので、やむを得ないことなのかなと想定しておるところでございます。

7ページ目の補助職員人件費等が下がっているということに関しましても、簡単に言ってしまうと、アルバイトとか、そういう感じの方だと思うのですが、これが全体の期間が長ければ、習得されている方は再度お願いするということも増えてくると思いますので、そういう意味で、冒頭申しました通常の人件費の削減と同様に補助人件費等も削減されていく、こちらに関しましては経済性が高くなっているという方向で出ているのではないかと考えております。

それ以外に関しましては、その観点で深く考察したわけではありませんので、明確にお答えすることはできないのですけれども、総論として、やっぱり、複数年契約及び対象数の増減に伴う費用の差異が発生した案件に関しましては、妥当な結果として表れているのではないかとこの感覚を持っているところでございます。

お答えになっていなかったら大変申し訳ないのですが、以上でございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。そうしますと、少なくとも御省の評価としては、複数年契約等によって、全体として経費の削減が実現できたということで変わらない。要因としては、今申し上げたような複数年契約の部分が圧倒的かどうかまでは、その規模感は別として大きいということですね。

○沓澤室長 はい、私としては、そのような考えを持っております。付け加えさせていただきますと、さらなる経費削減とか、そういう方向に向かっていくためには、例えば、現在、調査票の回収等を紙とオンラインで併用しているところでございますけれども、さらなるオンライン化率の向上、紙で受け取ると郵送費がコストとしてかかるわけですが、オンライン等で受け取れるような仕組みがどんどん比率が上がっていくことによって、さらなる経費削減につながるのではないかとこのことも考えておるところでございます。

以上でございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。そうしますと、もし、今回、課題として挙げられた競争性が確保された場合には、さらに費用削減の可能性もある。つまり、今までの実現されたコスト削減は、かなりの部分で、御省としていろいろと工夫した結果として、また、受託事業者の努力などにもつながった部分が大きいと思えますので、複数年化とか、いろいろなことを仕掛けていってできたということかと思えます。これにより競争性が確保されれば、経済学の一般的な観点になりますけれども、より費用削減効果も考えられるというぐらいのことでよろしいでしょうか。

○沓澤室長 そのとおりだと思います。経済産業省として、事業の仕様をより効率的にす

るという努力とともに、今回、企画提案型ということで市場化テストをやらせていただいておりますので、官からの観点ではなく、民間側のさらなる効率化等の御提案をいただく機会が増えれば、より一層ということになるという認識を持っておるところでございます。

以上でございます。

○浅羽副主査 そうすると、やはり、かなり競争性の部分が、今後より大事ということですね。

○沓澤室長 おっしゃるとおりです。我々としても、なるべく複数の者に応札いただいて、よりよい仕組みとして運用していきたいという考えは当然持っているわけなのですが、いかにせん、受けていただける業者のスペックを見ると、なかなか限定されているというのが現状です。ですから、もうちょっと統計の外注業務というのが、いわゆる委託事業としてスタンダードになって、参入できる企業が母数として増えていただくことが、私は個人的には非常に望んでいる部分でございます。そのために、なるべく、透明性ですとか、仕様の分かりやすさですとか、今回の報告の中でもさせていただいておりますけど、検討する期間を長くするとか、そういう努力に関しまして、引き続き、我々でできることはしていく所存でございます。

以上でございます。

○浅羽副主査 私からは以上です。どうもありがとうございました。

○尾花主査 川澤委員、お願いします。

○川澤専門委員 ありがとうございました。

実施状況報告、資料2、8ページ目の(2)②につきまして、経済産業省調査統計システムの運用の開始を新規の参入障壁を低くするために開始されたということなのですが、このシステムは、ほかの統計調査でも活用したり、貸与したりするのでしょうか。つまり、声かけの際に、もう少し上の(1)の①当室で実施している他の統計調査の入札説明会に参加した事業者へも事前周知を行ったと書かれているのですが、貴省のほかの統計調査の入札に参加しようと考えている事業者にとって、このシステムというのは、比較的、活用されているものなのでしょうか。

○沓澤室長 今御指摘いただいた経済産業省の統計システム、いわゆる我々はSTATSと呼んでいるものですが、実は10年以上前から経済産業省内部で稼働しているシステムでございます。ただ、直前まで、セキュリティーの関係で、インターネットを通じて外部の事業者へSTATSを開放するという事は行っていませんでした。ただ、やは

り政府統計におきます統計業務の外注化というのが進展していることを踏まえまして、STATSシステムを改修いたしまして、外部事業者からもSTATSをリモートで接続して利用できる環境に作り変えたという背景がございます。これを行うことによって、今までは外注事業者にSTATSを使っていただくためには、経済産業省に出向いて、職員と席を並べてというスタンスだったのですが、リモートの環境で外注統計業務を外注事業者が実施できるという形に変更したことにより、STATSの利用が加速的に外注利用者に広がっているというのが現状でございます。御質問のとおり、STATSを活用した外注業務というのは、本調査に限らず、当室におきますと企業活動基本調査等も同様な仕組みで外注契約いたしておりますし、他室の統計調査においてもSTATS利用を前提とするという形に、どんどん進展している状況となっているところでございます。これによって、なるべく独自システムを使わないで汎用システムを使うという業務で、参入の壁が低くなることにつながっている状況だと自負しているところでございます。

以上でございます。

○川澤専門委員 分かりました、ありがとうございます。そういう意味では、複数の事業者がこのシステムを習熟されているということで安心いたしました。そうであるなら、やはり入札公告の周知の際に、貴室で実施されている統計調査の説明会に参加した事業者だけではなくて、貴省で実施されている多くの統計調査を受託するであろうと思われる事業者にも周知の範囲を広げ、応札者が増えるようにしていられることも考えていただければなと思いました。

以上です。

○沓澤室長 ありがとうございます。

○尾花主査 2点ご教示ください。

6ページなのですが、システム構築運用の1件当たりの費用が、市場化テスト前は478円、市場化テストでは383円ということなのですが、総額にしてみると、もしかしたら、市場化テスト導入後のほうがかかってしまったのではないかのような印象を受けます。それは当たっていますか。質問の根拠としては、STATSというのを利用して、システム構築運用の費用は低減できなかったのかどうかということが伺いたい点です。

○野村参事官補佐 市場化テストにおいて、費用が上がっているかどうかということでございますが、今般、受託した帝国データバンクにおきましては、長きにわたって本業務を実施しているということもございまして、引き続き、STATSではなくて、独自に企業

が開発したシステムを使い続けている状況でございます。そこを経済産業省が認めれば、独自システムを引き続き使えることが可能とはしておりますので、そういった要請の下に認めておるわけですが、そういった点でS T A T S化したことによる対応費用というのが新たに大きく発生している状況ではないと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。そうすると、このシステム構築運用というのは、S T A T S利用の下による金額ではないということですね。

○沓澤室長 はい、そういうことになります。

○尾花主査 はい、承知しました。

残りの1点ですけれども、13回の事業が全て同一の業者で実施されていて、評価にも書かれているとおり、業者にこの事業のノウハウがたまってきているものと考えております。小委員会として、もし、この業者が受託しなくなったときに、この事業がうまく動くのだろうかというところを非常に懸念しております。恐らく、現状、この事業者による事業の実施については高く評価されていて、それは十分分かるのですが、何とか次期の実施要項の際には、事業者のノウハウも実施府省のノウハウも報告いただき、蓄積できるように形での工夫が何かされると、後々、この事業の継続性について役立つのではないかと思います。例えば、問合せ、苦情対応マニュアル等を作成した場合には、それを納品書にさせていただいて、実施府省のノウハウとしてももらえるような工夫を次回に向けてしていただくと、事業の継続性に役立つのではないかと考えます。これは意見ですので御検討ください。

○沓澤室長 ありがとうございます。1者しか実績がないということで、今おっしゃられましたように、その1者が抜けた場合、事業として成立するのかどうかに関しましては、私どもも、全く同じような懸念、危惧を持っております。ですので、なるべく1者応札の状況から早く脱却して、フラットな段階で、どこでもお願いできるような環境に移行したいという思いは、本当に痛切に感じているところでございます。そのために、実際、活用はまだ進んでいないものの、S T A T S等という共通ツールを提示したりですとか、あと、おっしゃるように、ドキュメントとして整理が可能なものに関しましては、なるべく、社内ローカルということではなく、納品物としてそういうものを加えていって、帝国データバンクが培っていたノウハウを成果物として還元していただくという方向で、今でも行っているという認識は持っているのですけれども、今後さらに、そういうものがあるかどうかをいろいろ研究しまして、次回以降の納品物件の中に、まだ含まれてないものがあれば、

加えていくような努力をしていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 今、先生方から御意見いただきました点につきましては、次回の実施要項で対応させていただきたいと考えております。

以上になります。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はどうもありがとうございました。

(経済産業省退室)

(内閣府入室)

○尾花主査 それでは、アジア地域原子力協力に関する調査業務の実施状況について、内閣府科学技術イノベーション推進事務局原子力政策担当室菊地参事官補佐より、10分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○菊地参事官補佐 今御紹介いただきました内閣府原子力政策担当の菊地と申します。本日はよろしく願いいたします。

早速ではございますが、お手元に資料、まず、アジア地域原子力協力に関する調査の概要について、簡単に御紹介させていただきたいと思いますので、資料C-2を御覧いただけますでしょうか。

我が国、あとは12のメンバー国との間において、FNCAといたしまして、原子力の平和利用の分野についてのパートナーシップを結んで、取組を進めているところでございます。こちらのFNCAの活動を支援するための経費、調査するための経費ということで、アジア地域原子力協力に関する調査ということで事業を委託しております。

業務内容としましては、FNCAに関わります上級行政官会合、大臣級会合、コーディネーター会合、スタディ・パネルといたしまして、大きく分けて4種類の会合についての開催及び運営、あとは、これらの会合を開催するに当たって、参加される国、参加されている国の原子力の政策動向についての事前の調査。あとは、実際にアジア地域協力活動推進に関わる調査結果報告書の取りまとめという業務で成り立っている事業でございます。

こういったお話も含めまして、説明する資料を資料3に移したいと思います。

事業内容については、今お話をさせていただきましたとおりです。

契約期間が平成31年4月26日から令和3年度いっぱいまでの3年間。

受託事業者は、公益財団法人原子力安全研究協会になります。

契約金額については、税込みで約9,000万円となっております。

受託事業者決定の経緯ですが、こちらは3年間の事業なので、平成31年に実際に競争入札が終わりました。民間競争入札実施要項に基づきまして、応札参加希望者は2者ございました。こちらについて審査をした結果、いずれも評価基準を満たしております、開札の結果、価格点も含めて総合評価を行った結果、原子力安全研究協会を落札者としたという経緯でございます。

今回の実施状況評価期間については、この開始の時点から昨年度末、令和3年3月31日までの2年間でございます。

次のページに移らせていただきます。2ページ目を御覧いただければと思います。

まず、確保されるべき対象公共サービスの質の達成状況及び評価というところですが、まず、確保されるべき質の1つ目として、この調査業務について、作成、提出される作業スケジュールに沿って業務を確実に行うことということについては、事前スケジュールの提出から、実際の業務、会合運営ですとか調査業務等々については、しっかりと行われていたと考えております。特に、昨年度を中心に、新型コロナウイルスの影響というものが多くございました。もともと、各種会合については対面で開催を行っていくものだったのですが、急遽、文書の開催にしたりですとか、中止、延期にしたりですとか、オンライン開催へ切替えというようなものが幾らか生じております。そういった急な変更にも関わらず、加盟国との間で迅速に予定調整ですとか事前の準備をしっかりと行っていただいて、効率的な会合運営ができたのではないかなと思います。

続きまして、会合終了後に会合参加者にアンケートを行ってございました。3問取っていたのですが、来日後の移動方法や宿泊に関する案内は適切であったかというものについては、先ほど申し上げましたコロナの影響がありましたので、令和2年度のものについてはアンケートで取れない項目となってしまったところではあるのですが、その前の時点の1番目の問いと2番目、3番目、2番目が不明点の問合せに対する的確な回答が得られたか。3番目が会場の誘導は適切であったか。これら3問について、いずれも肯定的な回答の割合、100%ということで、しっかり質の確保はできていたのかなと思います。

続きまして、各会合の事前調査についてですが、必要十分な調査がされている、もしくは、もう少し調査してくれませんかとか追加調査をお願いしたものが、お願いしていた案件

の中の100%を占めております。1からやり直してください、全然駄目ですねというのは全くございませんでした。という状況でございます。詳しいアンケート結果ですとか、事前の調査の実施状況等々は4ページ目、5ページ目でございますが、こちらは割愛させていただきます。

続きまして、6ページ目に移りたいと思います。契約金額と実施経費の状況及び評価等ということですが、まず、契約金額についての比較をさせていただきたいと思います。こちらについては、年によって、大臣級の会合を日本国内で開催するときと海外で開催するとき、もしくはオンラインで開催するときと様々ございましたので、こちらについては、大臣級会合が国内開催されたものについて、把握を行っているものでございます。平成27年度の契約額に対して、第一期、平成28年と30年のときの平均を比較すると1%の低減で、今の期、第二期、令和元年度から3年度の平均について、平成27年度と比較すると、15%の低減があった状況です。

続きまして、実施経費についてですが、こちらもコロナの影響で、単純に額を比較するのがちょっと難しかったもので、コロナの影響が及ぼされるところが総体的に少ない人件費のところについて比較を行いました。記載しておりますのは7ページの表の上のところの①番、実施経費のうち、人件費のみを経費削減評価対象とした結果、平成27年比で、平均は6.1%、元年度が17.3%、令和2年度が12.1%削減されたものと評価してございます。

以上が契約金額と実績経費の状況と評価でございます。

続きまして、8ページ目に移ります。受託事業者からの業務改善及び経費削減提案の実施ということですが、消耗品を再利用するとか、紙媒体を減らすとか、あとはオンライン方式の会合についても、様々な工夫を凝らして削減努力を行ったものと考えております。

最後に、全体的な評価でございます。まず、何度か申し上げておりますように、コロナの影響というものがいろいろございましたが、会合の時間短縮による効率的な運営や、十分なリードタイムを持った事前調整等々、求められる満足度のハードルは高かったかと思うのですけれども、オンライン会合についても、満足感が高い結果が得られたのかなと考えております。

事前調査についても、追加調査をお願いさせていただいた中ではございましたが、しっかりと許容レベル以上の品質が担保されていたかなと思います。ということで、質の担保については、しっかりと確保されていたのかなと思います。

契約金額については、先ほど御説明させていただいたとおりでして、民間競争入札実施要項において設定した経費削減がしっかり達成できたと評価しております。

入札に関して、ここところが今回の市場化テストの中の懸案だったかと思いますが、入札書類入手者に対して入札説明会参加を積極的に呼びかけて、あと、原子力関係に比較的強いシンクタンクですとか政府系機関等々に公告案内を実施し、どうか参加してくださいというようなお話など、積極的な声かけをさせていただきました。その結果、2者が応札して、2者とも予定価格を下回ったということで、一定、競争性の確保ができたのかなと思っています。

なお、前回の入札後のヒアリングの際には、調査業務とか会合運営業務を両方とも1つの会社でやるのは難しいという話がありましたので、今回の入札に当たっては、コンソーシアムでもいいですよという御案内をさせていただいたのですけれども、結果としては、そういった対象の方はいなかったと承知しております。

今後の事業についてということですが、特段、法令違反等々はなかったということと、あとは入札等監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける仕組みが確保されていたということ。また、入札について、競争性が確保されていたということ。あと、質について、しっかりと達成できているということ。経費削減がしっかりできていたということから、もし、かなうならば、終了プロセスへ移行した上で、内閣府として、しっかりと本業務を実施していきたいと考えているところでございます。もちろん、市場化テストを終了した後においても、公共サービスの質、実施期間、入札参加資格等々、しっかりとそれら事項を踏まえた上で、公共サービスの維持向上ですとか、コスト削減をしっかり図ってまいりたいと考えているところです。

こちらからの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 では、事務局より、評価案について御説明いたします。

事業の概要については、内閣府から御説明がありましたので、割愛させていただきます。

2ページ目、評価の概要について御説明いたします。評価、1の概要については、市場化テストを終了することが適当であると整理させていただいております。

2の検討のところなのですけれども、平成31年4月から令和3年3月までの2年間の実施状況として、サービスの確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評

価を行いました。

その結果、確保されるべき質の達成状況は、設定された確保されるべき水準は全て達成しているものと評価しております。

民間事業者からの改善提案なのですが、新型コロナウイルスの影響により、3会合については、急遽、オンライン開催への変更がありました。オンライン開催に対応した会場の手配など、迅速に対処し、加盟国との予定調整及び事前準備を周到に行うことにより、効率よく実施することができました。

また、クラウドストレージサービスを活用した資料配付や海外参加者との事前リハーサルの実施等の提案により、当日は滞りなく、効率的な会合運営を諮ることができたと記載させていただいております。

次に、実施経費なのですが、まず、契約金額における比較を行いました。それに対しては、14.8%の削減を達成したと確認しております。

次に、(イ)決算額における人件費での比較を行いました。令和元年度から令和2年度においては、新型コロナウイルスの影響により、会合形式が対面からオンライン開催に変更になりましたので、下の表にありますように、決算額においては、経費の増減がかなりありました。具体的には、海外旅費が発生しなかったことによる旅費減、オンラインに対応した会場費の発生による雑役務費増がありました。結果として、清算後金額では大幅な減額となりました。

そのため、決算額全体では比較することが困難なため、会合形式変更の影響を比較的受けていない人件費のみで比較を行ったところ、令和元年度で17.3%、2年度で12.1%の経費削減が達成していることが確認できました。

(4) 選定の際の課題に対応する改善ですが、競争性に課題が認められておりましたが、関係団体への説明会参加への呼びかけ、公告案内の結果、2者応札するに至り、改善が認められました。

5の評価のまとめですが、業務実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和元年度、令和2年度の2か年とも全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、コロナ禍における会議形式変更への迅速な対応と効率的なオンライン会合運営の取組において、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費においては、契約金額の比較においては14.8%の削減を達成しております。しかしながら、令和元年度末から令和2年度にかけては、新型コロナウイルスの影響による経費の増減が発生した結果、決算額においては大幅な減となりました。これにより、決算額における従前経費との比較においては、新型コロナウイルスの影響を受けない人件費のみを対象として比較したところ、令和元年度で17.3%、2年度で12.1%の経費削減を達成しておりました。

以上のことから、公共サービスの質の維持の向上、経費削減の双方の実現が達成されたものと評価しております。

6の今後の方針については、本事業については、指針のⅡ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって、市場化テストを終了することが適当であると考えております。

今後については、内閣府が自ら公共サービスの維持向上及びコスト削減を図ることを求めていくものと整理させていただいております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言願います。

辻委員、お願いします。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。資料3、9ページ目でございます。上のほうなのですが、先ほど、原子力関係に比較的強い民間のシンクタンクにお声がけしたと伺いましたけれども、差し支えなければ、具体的には何者ぐらいお声がけしたのでしょうか。

○菊地参事官補佐 業者については、5者、お声がけさせていただきました。

○辻専門委員 分かりました。

引き続き、資料C-3でございます。一番右側の2期の新規対象事業の欄を今見ているのですけれども、こちら、仕様書を取得したのが12者でございます。先ほど、政府系の機関にも5者お声がけしたと伺っていますので、それにこの民間機関5者で合計10者、残り2者はどちらになるのでしょうか。

○菊地参事官補佐 実際にお声をかけたところと、実際に仕様書を取得したところとの間でずれが生じるかなと思っております。実際に仕様書を取得したところの内訳についてお話をさせていただきますと、エネルギー系の調査会社ですとか開発会社ですとかコンサル

等々が8者で、あとはイベント関係、調査関係、マーケティング関係でエネルギー関係に限定しない業者が取りに来たということでございます。このうち、政府系が何者だったかというところが手元にないもので、数字の内訳がうまくお話しできなくて申し訳ありません。

○辻専門委員 その方々、結局、入札なされなかったのですけれども、彼らが入札しなかった理由というのは、調査業務と会合運營業務一体の契約スコープが難点と、この点によって、ほかの方々はなされなかったという理解でよろしいでしょうか。

○菊地参事官補佐 はい、おっしゃるとおりです。実際に、入札単価の価格に対するヒアリングを行ったところ、一体となってやっていくということはちょっと難しいかなという御意見があったと聞いています。そのために、実際にはコンソーシアム形式のようなメニューも用意はしたのですけれども、ただ、結果的に、その活用はなかったのかなという状況です。

○辻専門委員 あと、今後、恐らく、このままの募集要項ですと、今受託なさっているところと、それから、今回、落札できなかった者、2者しか、事実上、これを受託できる可能性があるところはないのでしょうか。コンソーシアムを組んでも大丈夫としたにも関わらず、今回、コンソーシアムが来なかった理由はどのように分析なさっているのでしょうか。

○菊地参事官補佐 そうですね、様々、今回、例えばこの事業以外で請け負う業務だったり、全体のマニフェストとの兼ね合いでの判断もあったのではないかなと思うので、コンソーシアムでうまくいかなかったかという評価につながるかという、必ずしもそうではないと思います。現に、政府系機関に事前に、様々、こういった案件がありますよというようなお話を差し上げた際には、実際にはこういったことはできるかもしれないというお話があったところでしたので、また、次の入札のときにも同じように工夫を図りつつ、また、さらに知恵を絞りながら、方法を考えていきたいと思っています。

○辻専門委員 分かりました、ありがとうございます。

○尾花主査 浅羽委員、お願いします。

○浅羽副主査 御説明いただき、どうもありがとうございました。

資料3、確保されるべき対象公共サービスの質の達成状況及び評価、2ページの一番下の右側の部分、こちらで、事前調査総数が8件、このうち7件が追加調査となっています。どうしてこうしたことになったのかというのが私の質問です。全てこれらは受託事業者の責に帰すべきものなのか、あるいは中には仕様書の記述が不十分となっているようなもの

が含まれていないのかどうか、そういう点について御教示いただきたいと思います。

○菊地参事官補佐 いただいた質問につきまして、今一緒におります岩坂から回答させていただきます。よろしくお願いします。

○岩坂政策企画調査官 岩坂です。

受託業者の責に帰するものではございません。受託業者の裁量で、彼らの想定するスコープで調査を行ってまいりまして、我々がヒアリングをいたします。そのヒアリング結果で、我々の方から、もう少しここを深くとか、協議を広げる為にとか、ここについては会合のサポートに資するのでもう少し詳しくとか、そういう追加の要求を出したというのが実態でございまして、基本としては、非常にバランスの取れた調査内容でもって、最初の調査は来ております。

以上です。

○浅羽副主査 そうしますと、もともと受託事業者としては質の高いものが提示されたけれども、結局、追加で調査をお願いすることになったと理解しておりますが、その追加部分につきまして、仕様書に書き込むといったことは事前にできないものなのでしょうか。

○岩坂政策企画調査官 調査テーマは大きく分けまして2つございまして、1つは加盟各国の原子力関係に関する年度ごとの進捗ですね、そのアップデートがまず一つ。もう一つは、会合ごとに加盟国の中でテーマを決めておりまして、そのテーマに関する調査がございまして。したがって、仕様書に書ける状態というのは、基本項目、進捗のアップデートについては書けますけれども、各会合ごとのテーマというのが年度ごとに決まりますので、事前の仕様書にそれを書き込むというのは困難です。

○浅羽副主査 分かりました。そうしますと、新規事業者にとって、そうした追加のことがあるということは、何らかのアナウンスというか、そういうことはありますよということとを事前に了解していただくといったことは、実際問題としてあるのでしょうか。

○岩坂政策企画調査官 それは事前の実施計画書、それから仕様書の中に、会合ごとに決まるテーマについての調査はあるということは明記してあります。

○浅羽副主査 かしこまりました、どうもありがとうございます。

○尾花主査 それでは、審議はここまでとさせていただきます。

事務局から、何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。ただ、今後の事業におかれましては、政府系機関に声かけの際に、もう少し工夫をしながら進めていただけたらと考えております。

以上です。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(内閣府退室)

— 了 —